



マツモトキヨシ 労働組合ニュース

マツモトキヨシ労働組合 組合員用です。

1783号
2024.3.26日発行
発行人/砂川 佳信
編集人/倉持 有介
作成者/南部 一男
TEL/047-345-9180
FAX/047-345-9181
MAIL/mkunion@cocoa.ocn.ne.jp



労働組合HPへの
QRコード
パスワードは
mrousk

2024総合労働条件闘争

第4弾

要求に対する全回答

2月14日(水) 要求書提出/3月12日(火) 妥結

2024年3月12日(火)に妥結を迎えた『2024労働条件闘争』について、労働組合の要求と会社の回答についてお知らせいたします。

ベースアップ賃金引上げ平均5,000円の回答をいただきました。こちらは組合要求21,884円(6.00%)に対して満額の21,884円(6.00%)に改定となり、過去10年で最大の改定額と改定率です。また、オーバードーズや、濫用のおそれのある医薬品のリスク対応のため資格者の配置が期待されており、医薬品登録販売者の手当や、資格取得の支援をいただきました。

今回の合意内容を組合員にしっかりと周知し、今後も労使双方が協力して業績向上に寄与することを、従業員代表として約束したいと砂川中央執行委員長がお伝えしました。

『2024総合労働条件闘争』について、マツモトキヨシ労働組合の要求に対する会社回答詳細については2面をご覧ください。

2024総合労働条件闘争 要求内容について

I. U Aゼンセン統一要求

- 賃金改定に関する要求
→基準内賃金に対しベースアップを含む6%
- 期末一時金に関する要求
→正社員組合員 年間5,000円+α
- 所定労働時間の短縮に関する要求
→年間休日を117日へ
- インターバル制度の導入に関する要求
→勤務間インターバル7時間導入
- 定年延長と定年延長にともなう労働条件に関する要求
→定年を65歳へ
- 顧客も含めたハラスメント対策に関する要求
→店舗運営マニュアルに明記する

※要求内容については一部を記載しています。

II. マツモトキヨシ労働組合独自要求

- 組織拡大に関する要求
→学生以外のSCを組合員へ
- 専従役員増員に関する要求
→専従役員3名増員
- 労災給付金に対する労災付加給付金の制度化に関する要求
→契約社員、短時間組合員に対し正社員と同様の労災付加給付金制度を導入

※要求内容については一部を記載しています。

主な交渉日程

第1回(要求書提出) 2月14日(水)	第2回 2月26日(月)	第3回 3月4日(月)	第4回(合意日) 3月12日(火)
---------------------	--------------	-------------	-------------------

マツキヨココカラ&カンパニー

グループ理念

未来の常識を創り出し、
人々の生活を変えていく

“未来の美と健康”を考え抜き、新たな顧客体験を創り出し
輝きを増していく生活・地域社会の実現に貢献する。

グループビジョン

美しさと健やかさを、
もっと楽しく、身近に。

私たちは、美と健康という分野を軸に新しい技術やアイデアを積極的に取り入れ、人々の毎日の生活がもっと楽しさに満ちたものになることを目指します。

そして、人の想いに敏感で身近な存在であり続けることを大切に、生活や地域に、より大きな安心と喜びをお届けするために挑戦してまいります。

U Aゼンセン統一要求

会社回答（一部要約）

1	<p>賃金改定に関する要求について</p> <p>1) 正社員組合員の賃金改定 賃金改善要求 21,884円</p> <p>2) 正社員の初任給改定 高卒・専門卒 200,000円 大卒 230,000円</p> <p>3) 契約社員組合員の賃金改定 賃金改善要求 12,723円</p> <p>4) パートタイム組合員の賃金改定 賃金改善要求 78円</p>	<p>1) 正社員組合員の賃金改定 1人当たり平均基準内賃金364,887円に対し、21,884円(6.00%)</p> <p>①賃金体型維持分4,138円(1.13%) 定期昇給 3,345円(0.92%) 昇格昇給 793円(0.22%)</p> <p>②賃金引上げ分17,746円(4.86%) ベースアップ5,000円(1.37%)、 登録販売者手当改定2,832円(0.78%)を含む。 登録販売者・店舗従事者の手当は15,000円に改定、 研修中・店舗に従事していない者は現行通り。 資格取得を支援するものとし、登録販売者、合格・販売従事登録後に奨励金25,000円を支給。</p> <p>2) 正社員の初任給改定 ①専門卒 200,000円 ②大卒 230,000円 転居異動無し社員を選択した者は地域ランク別指数を乗じる。 最低賃金については現行通り。</p> <p>3) 契約社員組合員の賃金改定 1人当たり平均基準内賃金209,594円に対し、12,723円(6.07%)</p> <p>①制度昇給分 4,050円(1.93%) ②賃金引き上げ分 8,673円(4.14%) ベースアップ5,000円(2.39%) 登録販売者手当改定2,302円(1.10%)を含む。 登録販売者・店舗従事者の手当は15,000円に改定、研修中・店舗に従事していない者は現行通り。</p> <p>4) パートタイム組合員の賃金改定 1人当たり平均時給1,239円に対し、満額の78円(6.27%) 組合員全員一律40円加給(3.23%) 登録販売者手当改定9円(0.72%)を含む。 登録販売者・店舗従事者の手当は、週契約間30時間以上の者15,000円、週契約時間20時間以上30時間未満の者12,000円、週契約時間20時間未満の者9,000円に改定、研修中・店舗に従事していない者は現行通り。 資格取得を支援するものとし、登録販売者、合格・販売従事登録後に奨励金25,000円を支給。</p>
2	組合員の一時金(夏・冬)に関する要求について 正社員組合員年間：5.00カ月+a	半期毎の目標管理・進捗管理の考え方から、半期ごとの業績に基づいた交渉を行うため、この段階では支給月の基準値は設けない。
3	所定労働時間の短縮に関する要求について 年間休日117日へ 所定労働時間を1,984時間に	従業員の健康維持増進、育児や介護、スキルアップのための自己研鑽と充てていただき、業務のパフォーマンスを高めるために年間所定労働を1,984時間に短縮し、年間休日117日とします。
4	インターバル制度の導入に関する要求について 勤務間インターバル7時間導入	働き方改革の一環として、会社としても導入すべきであると考えているが、店舗の人員配置も含め、導入して運用可能かどうかを慎重に検討したうえで引き続き労使で協議していきたい。
5	定年延長と定年延長に伴う労働条件に関する要求について 定年を65歳とする	2025年3月31日までは、改正法に基づく経過措置を施行中なので、経過措置に則り段階的に65歳まで希望者全員に引上げていく。引き続き労使で協議していきたい。
6	顧客も含めたハラスメント対策に関する要求について 店舗運営マニュアル(クレーム対応)に悪質クレーム対策について明記する	非常時の対応については、担当SV・PSVの管理のもと、すでに本部で対応しています。提案内容を検討のうえ、店舗運営マニュアルに明記して対応します。悪質クレームが発生した際にマニュアル通りに対応できるよう、労働組合からの周知徹底も合わせて実施。

マツモトキヨシ労働組合独自要求

会社回答（一部要約）

1	組織拡大に関する要求 学生以外のサービスクルーを組合員にする	学生区分の確認方法と更新情報の管理について既存社員を含めて確立しなければならないため、従業員への周知方法も含め労使で協議しながら進めていきたい。
2	専従役員増員に関する要求 専従役員を3名増員	専従役員1名体制から2名体制とする。要求の4名体制のうち2名については引き続き労使で協議していきたい。
3	労災給付金に対する労災付加給付金の制度化に関する要求 契約社員、短時間組合員に対し正社員と同様の労災付加給付金制度を導入	『従業員の成長』につながる安心・安全な職場環境整備や健康維持・増進活動への積極的な支援を段階的に進めてきています。当社及びマツモトキヨシグループ各社の対象者を社会保険未加入のエキスパートクルー・サービスクルーまで拡大し対象者を統一。